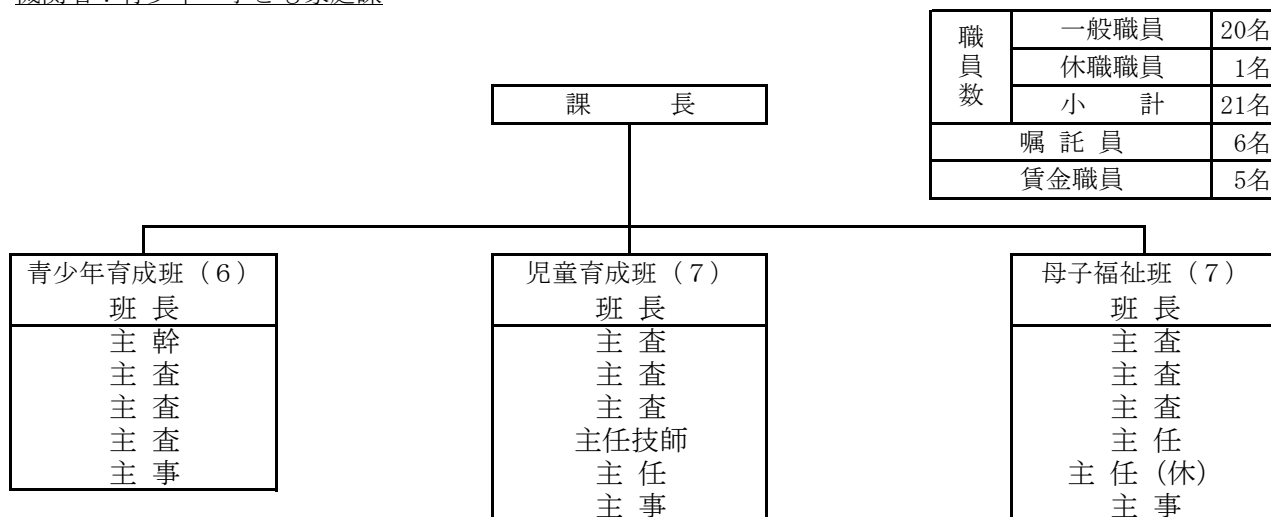


【青少年・子ども家庭課】

1 青少年・子ども家庭課の業務概要

(1) 組織図

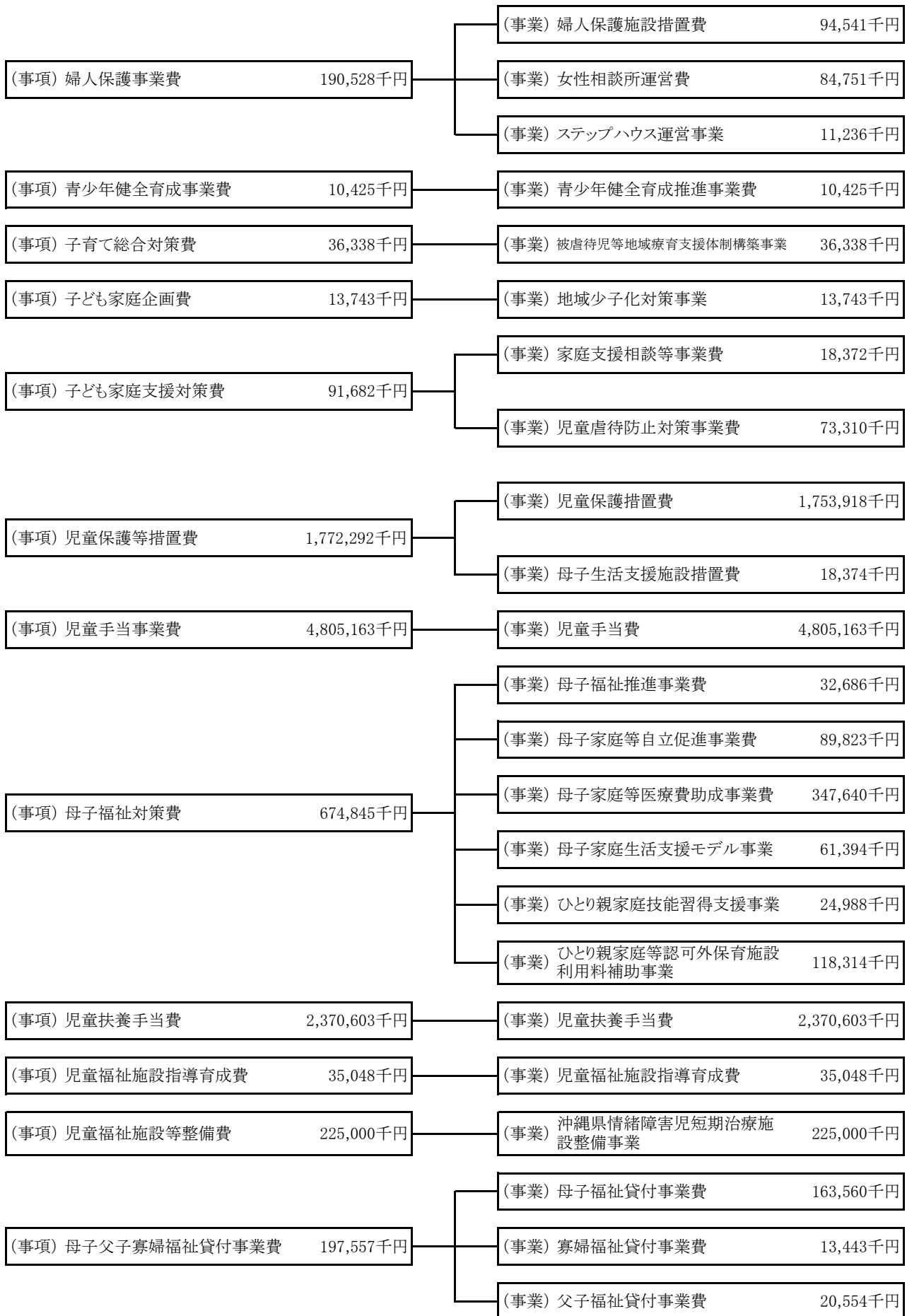
機関名：青少年・子ども家庭課



(2) 事務分掌

青少年育成班	児童育成班	母子福祉班
(1) 課の総括に関する事。 (2) 青少年の健全育成及び保護に関する施策の総括に関する事。 (3) 青少年保護育成審議会に関する事。 (4) 青少年保護育成条例に関する事。 (5) 青少年育成県民運動、県民大会に関する事。 (6) 青少年育成県民会議に関する事。 (7) 青少年センターに関する事。 (8) 青少年関係団体等の支援・育成に関する事。 (9) 青少年国際交流に関する事。 (10) 青少年交流体験事業に関する事。 (11) 優良図書・環境推奨及び有害図書等の指定、取消に関する事。 (12) 青少年の有害環境の調査及び浄化活動に関する事。 (13) 子ども・若者支援地域協議会に関する事。 (14) 子ども・若者育成支援推進法に関する事。 (15) 沖縄子ども未来ゾーン運営財団に関する事。 (16) 安心こども基金の総括に関する事。 (17) 子ども・子育て新制度に基づく計画の策定及び推進に関する事。 (18) 次世代育成支援の総合的企画及び推進に関する事。 (19) 少子化対策の総合企画及び調整に関する事。 (20) いじめの重大事態に関する事。	(1) 児童福祉法施行の統括に関する事。 (2) 児童保護措置費(扶助費の支弁、児童施設負担金、国庫等)に関する事。 (3) 児童家庭支援センターに関する事。 (4) 家庭児童相談室の運営指導に関する事。 (5) 児童相談所及び児童虐待防止対策に関する事。 (6) 石嶺児童園の運営費に関する事。 (7) 若夏学院、児童相談所及び女性相談所一時保護所の給食管理、栄養管理等に関する事。 (8) 里親及び小規模住居型児童養育事業に関する事。 (9) 社会福祉審議会児童福祉分科会に関する事。 (10) 情緒障害児短期治療施設の設置に関する事。 (11) 児童福祉施設の整備に関する事。 (12) 児童福祉施設の運営指導、社会福祉法人の設立及び認可事項変更に関する事。 (13) 若夏学院の運営費に関する事。 (14) 児童委員に関する事。 (15) 福祉行政報告例等の統計及び報告等の総括に関する事。	(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事。 (2) 母子福祉等の調査・企画・立案に関する事。 (3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事。 (4) 母子・父子福祉団体、母子・父子福祉施設の運営指導に関する事。 (5) 公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会、公益社団法人那覇市母子寡婦福祉会に関する事。 (6) 母子及び父子家庭等医療費助成事業に関する事。 (7) 母子家庭等自立促進事業に関する事。 (8) 母子生活支援施設の設置認可及び運営指導等に関する事。 (9) 母子保護の実施に関する事。 (10) 母子家庭等生活支援モデル事業に関する事。 (11) 児童扶養手当法の施行に関する事。 (12) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事。 (13) 児童手当法及び子ども手当法の施行に関する事。 (14) 婦人保護事業(売春防止法、DV防止法)に関する事。 (15) 婦人保護施設に関する事。 (16) 女性相談所及び一時保護所に関する事。 (17) 配偶者暴力相談支援センターに関する事。 (18) ステップハウス運営事業に関する事。 (19) ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業に関する事。

(3) 主要事業の体系図



2 児童の福祉

(1) 児童福祉の概要

児童の福祉は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成され、ひとしくその生活が保障され、愛護されることを理念とし、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童の健全育成に対する責任を負うこととされている。(児童福祉法第2条)

このような児童福祉の理念は、児童福祉法、児童憲章及び国連で採択された「児童権利宣言」等に明示されている。

児童福祉制度は、主に3つの分野に大別される。第1に心身に障害をもたない一般児童をより健全に育成するための諸制度で、「健全育成対策」と呼ばれる。第2に保護者のいない又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を早期発見し、適切な保護を行い、公的責任で養育するもので「要保護児童対策」と呼ばれる。第3に保護者の労働や疾病等何らかの理由で、家庭における保育ができない児童を親に代わって日中保育することを目的とするもので、「保育対策」と呼ばれる。これらの分野に横断的に関わるものとして児童手当(子ども手当)、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の所得保障及び母子父子福祉対策があり、相互に関係しつつ有機的に児童の福祉が図られている。

青少年・子ども家庭課では、要保護児童の福祉や、母子家庭・父子家庭等の福祉、青少年の健全育成等様々な業務を行っている。

(2) 要保護児童の福祉

児童は本来、快適な家庭環境において保護者のもとで、健全に育成されることが望ましいが、保護者がいない、又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、公的責任で各種の対策が講ぜられている。

ア 児童相談所

児童相談所は、児童の福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置されている行政機関であり、児童に関する各般の問題について相談に応じ、児童及びその家庭について必要な調査を行い、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の観点から判定を行い、その結果必要な指導や施設入所措置並びに里親等への委託措置を行っている。

従来、児童福祉法においては、あらゆる児童相談について児童相談所が対応することとされてきたが、児童虐待相談件数が増加を続ける中、平成16年に児童福祉法が改正され、児童虐待相談を含む児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確化された。これにより、児童相談所の役割は専門的な知識及び技術を要する困難事例への対応や市町村の後方支援に重点化されることになった。

〈おきなわ子ども虐待ホットライン〉

平成17年4月29日から「おきなわ子ども虐待ホットライン」を開設している。

名 称 おきなわ子ども虐待ホットライン(受付電話番号:098-886-2900)

設置場所 中央児童相談所

設置目的 ①夜間・休日を含めた児童虐待対応の整備

②児童虐待通報の円滑かつ確実な受理

相談内容 児童虐待に関すること

相談対象 沖縄県民である18歳未満の児童本人、保護者、関係機関及び近隣住民等

相談体制 24時間相談受付

①夜間・休日は、中央児童相談所の「ホットライン相談員」が電話で受け付ける
(ローテーション勤務により、常時2名が対応)。

②児童相談所の開庁時は、各児童相談所が対応する。

表3-1 相談別受付件数

	養 護 相 談	保 健 相 談	肢 体 不 自 由 児 相 談	視 聴 覚 言 語 障 害 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	自 閉 症 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 相 談	不 登 校 相 談	性 格 行 動 相 談	適 性 相 談	し っ け 相 談	そ の 他	計	指 数
昭和60年度	327	7	304	163	36	724	4	341	96	1	44	262	315	45	2,669	100
平成23年度	1,866	0	55	4	89	810	10	336	149	26	102	93	158	237	3,935	147.4
24	1,759	1	63	5	18	933	3	336	131	25	78	45	70	234	3,701	138.7
25	1,813	7	32	1	12	983	6	364	227	40	85	40	52	163	3,825	143.3
26	1,864	0	14	0	27	1,139	2	321	192	24	63	32	18	211	3,907	146.4
27	2,109	0	28	3	3	1,097	4	285	188	20	95	35	22	346	4,235	158.7

表3-2 経路別相談受付件数

	童 経 路 別 所 見	児 童 委 員 か ら	福 祉 事 務 所 か ら	警 察 関 係 か ら	機 関 か ら 保 健 所 及 び 医 療	県 市 町 村 か ら	家 庭 裁 判 所 か ら	か ら 児 童 福 祉 施 設	里 親 か ら	学 校 等 か ら	家 族 親 戚 か ら	近 隣 知 人 か ら	本 人 か ら	そ の 他	計
平成23年度	中央 コザ 計	1 1 2	331 274 605	188 146 334	35 42 77	569 295 864	5 3 8	211 127 338	39 12 51	176 156 332	578 398 976	154 81 235	36 8 44	48 21 69	2,371 1,564 3,935
平成24年度	中央 コザ 計	0 1 1	351 299 650	140 144 284	39 21 60	497 304 801	7 7 14	258 119 377	5 1 6	177 119 296	517 383 900	127 88 215	16 7 23	59 15 74	2,193 1,508 3,701
平成25年度	中央 コザ 計	0 0 0	396 331 727	195 186 381	31 27 58	494 244 738	18 2 20	215 147 362	14 1 15	160 139 299	533 411 944	114 64 178	30 9 39	49 15 64	2,249 1,576 3,825
平成26年度	中央 コザ 計	5 2 7	483 394 877	212 194 406	49 54 103	418 358 776	35 6 41	229 114 343	8 1 9	157 115 272	378 374 752	97 100 197	37 3 40	51 33 84	2,159 1,748 3,907
平成27年度	中央 コザ 計	0 1 1	469 472 941	351 274 625	54 46 100	385 287 672	32 5 37	211 162 373	0 2 2	161 164 325	418 364 782	154 100 254	36 5 41	19 63 82	2,290 1,945 4,235

表3-3 年次別処理状況

	受付 件 数	処 理 件 数												
		訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 司 の 指 導	福 祉 事 務 所 へ の 送 致 通 知	児 童 委 員 の 指 導	里 親 ・ 保 護 受 託 者 へ 委 託	児 童 福 祉 施 設 入 所 ・ 通 所	指 定 医 療 機 関 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致 通 知	他 機 関 あ っ 旋 ・ 紹 介	面 接 指 導		そ の 他	計
											二 回 以 上 継 続	一 回 の み		
平成23年度	3,935	—	7	133	—	50	94	—	10	48	1,160	1,594	775	3,871
24	3,701	—	15	166	—	32	145	—	6	50	1,053	1,513	906	3,886
25	3,825	2	7	140	—	28	101	—	—	63	1,055	1,736	930	4,062
26	3,907	1	5	67	1	31	127	—	4	30	961	1,755	1,115	4,097
27	4,235	2	9	37	0	32	147	—	—	25	1,192	1,467	1,361	4,272

注) 受け付けた相談について、各年度末時点で未処理の案件は含めない。

注) 受け付けた相談に対する処理が2欄以上に該当する場合は、それぞれの処理に計上。

表3-4 相談別処理状況(平成27年度)

	訓 戒 ・ 誓 約	処 理 件 数											
		児 童 福 祉 司 の 指 導	福 祉 事 務 所 へ の 措 置 通 知	児 童 委 員 の 指 導	里 親 へ 委 託	児 童 福 祉 施 設 入 所 ・ 通 所	指 定 医 療 機 関 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致 通 告	他 機 関 あ っ 旋 ・ 紹 介	面 接 指 導		そ の 他	計
										二 回 以 上 継 続	一 回 の み		
養 護 相 談	—	2	30	—	26	115	—	—	14	943	190	450	1,770
保 健 相 談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
肢 体 不 自 由 相 談	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	5	30	36
視 聴 ・ 言 語 障 害 相 談	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	4
重 症 心 身 障 害 相 談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	11
知 的 障 害 相 談	—	—	—	—	—	2	—	—	1	8	1,068	183	1,262
自 閉 症 相 談	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	2	1	4
ぐ 犯 行 為 相 談	—	—	3	—	1	15	—	—	—	99	41	174	333
触 法 行 為 相 談	2	7	2	—	—	7	—	—	—	62	6	130	216
不 登 校 相 談	—	—	—	—	—	—	—	—	3	9	6	9	27
性 格 行 動 相 談	—	—	—	—	1	6	—	—	2	39	31	31	110
適 性 相 談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34	6	40
し つ け 相 談	—	—	2	—	3	—	—	—	—	3	10	53	71
そ の 他 の 相 談	—	—	—	—	1	1	—	—	3	28	73	282	388
合 計	2	9	37	0	32	147	0	0	25	1,192	1,467	1,361	4,272

表3-5 児童虐待種別相談内訳

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
平成23年度 (%)	118 (28.5)	191 (46.1)	13 (3.1)	92 (22.2)	414
平成24年度 (%)	124 (34.2)	143 (39.4)	14 (3.9)	82 (22.6)	363
平成25年度 (%)	143 (41.1)	122 (35.1)	24 (6.9)	59 (17.0)	348
平成26年度 (%)	137 (28.7)	185 (38.7)	22 (4.6)	134 (28.0)	478
平成27年度 (%)	172 (25.0)	198 (28.8)	15 (2.2)	302 (44.0)	687

イ 家庭児童相談室

家庭における人間関係の健全化及び児童療育の適性化等、家庭児童福祉の向上を図るための相談・指導・援助を充実強化するため、昭和47年度から家庭児童相談室を設置しているが、その設置状況及び活動状況は次のとおりである。

表3-6 家庭児童相談室設置状況（平成28年4月1日現在）

設置主体	設置数（箇所数）	家庭相談員数（人）
県	5	4
市	11	38

表3-7 家庭児童相談室における処理件数

■処理件数(実数)

	処 理 件 数 (年 度 中)									計
	知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指導	施設入所措置 助産施設	母子生活 支援施設	児童福祉法第22条・第23条・第24条の報告又は通知	児童相談所へ送致又は通知等	児童相談所の委嘱による調査の完了(法第18条第2項によるもの)	他の機関にあっせん・紹介	相談・助言 その他		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
平成23年度	1	99	5	1	57	246	278	2,369	3,056	
平成24年度	3	97	14	2	80	205	211	2,157	2,769	
平成25年度	126	82	5	4	37	28	209	1,295	1,786	
平成26年度	129	78	5	0	54	53	205	1,606	2,130	
平成27年度	119	93	0	0	51	49	214	1,679	2,205	

■受付経路別処理件数(実数)

	受 付 経 路 別 処 理 件 数												計
	発見	児童委員から通告	児童相談所から送致(法第26条第1項第3号によるもの)	児童相談所から委嘱(法第18条の2第2項によるもの)	保健所から通知	警察関係から通告	その他都道府県(指定都市を除く)から関係から通告	市町村(指定都市を除く)から通告	学校から相談	家族・親せきから相談	本人から相談	その他から通告等	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
平成23年度	69	103	123	246	6	13	75	496	613	759	134	419	3,056
平成24年度	29	22	106	205	8	21	96	565	566	764	64	323	2,769
平成25年度	151	28	49	28	12	16	61	258	471	451	43	218	1,786
平成26年度	74	44	94	53	6	12	33	523	495	459	56	281	2,130
平成27年度	56	1	95	49	3	26	36	493	464	449	89	444	2,205

ウ 里 親

里親制度は、保護者がいない児童、または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望する者で、県知事が適当と認定した者（里親）に児童を委託し、家庭の温かい愛情と和やかな家庭雰囲気の中で養育して、その児童の福祉を図る制度である。本県における里親の登録数及び児童の委託状況は、次表のとおりである。

表3-8 里親の登録等の状況(各年度末現在)

(単位：人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
登録里親数	144	151	171	190	207
児童が委託されている里親数	75	76	80	80	100
委託児童数	117	121	118	131	142

※ファミリーホームを除く。

エ 児童養護施設

児童養護施設は、乳児を除いて保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童を入所させ、家庭に代わる環境を与え、健全な育成を図り、あわせて退所した者への相談・自立のための援助を行い、福祉サービスを保障する施設である。

本県には、8施設がある〔石嶺児童園、漲水学園、愛隣園、青雲寮、美さと児童園、島添の丘、なごみ、ならさ〕。

オ 乳児院

乳児院は、主に1歳未満の、特に保護を要する乳児を入所させて養育することを目的とする施設である。

この施設は、乳児の特性により医学的管理が重視されており、本県には昭和52年から1施設が設置されている〔吉水寮〕。

カ 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為を行い、又は行うおそれのある児童その他生活指導を要する児童を入所または通所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談・その他の援助を行なうことを目的とする施設である。

本県には1施設が設置されている〔若夏学院〕。

キ 助産施設

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設である。本県では11病院を助産施設として認可している。

ク 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設である。本県にはレインボーハイツ（沖縄市）と浦和寮（浦添市）、さくら（那覇市）の3施設がある。

ケ 小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）

小規模住居型児童養育事業は、保護者がいない児童、又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童に対し、この事業を行う住居（ファミリーホーム）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的としており、県知事が適当と認めた者が設置及び運営の主体となることができる。

本県では平成28年4月1日現在、9施設が開設されている。

表3-9 各種施設設置状況(H28年4月1日現在)

(単位：人)

施設種別	施設名	定員	所在地	電話番号
児童養護施設	石嶺児童園	90	那覇市首里石嶺町4-394	098-886-2721
	愛隣園	46	与那原町字与那原2943	098-945-2819
	漲水学園	40	宮古島市平良字西仲宗根745-5	0980-72-4960
	青雲寮	36	糸満市字阿波根567	098-994-5134
	美さと児童園	50	沖縄市知花6-34-23	098-938-9138
	島添の丘	66	南城市字大里平良2300	098-946-3331
	なごみ	40	名護市字辺野古1009-7	0980-55-3033
	ならさ	40	石垣市字新川1695-27	0980-88-8114
乳児院	吉水寮	20	糸満市字阿波根567	098-994-5134
児童自立支援施設	若夏学院	30	那覇市首里大名町3-112	098-884-1874
助産施設	北部病院	3	名護市字大中2-12-3	0980-52-2719
	中部病院	3	うるま市字宮里281	098-973-4111
	沖縄赤十字病院	5	那覇市与儀1-3-1	098-853-3134
	宮古病院	2	宮古島市平良字下里427-1	0980-72-3151
	八重山病院	2	石垣市字大川732	0980-83-2525
	沖縄協同病院	3	那覇市古波蔵4-10-55	098-853-1200
	南部徳洲会病院	5	八重瀬町字外間171-1	098-998-3221
	浦添総合病院	4	浦添市伊祖4-16-1	098-878-0231
	那覇市立病院	3	那覇市古島2-31-1	098-884-5111
	公立久米島病院	2	久米島町字嘉手苺572-3	098-985-5555
南部医療センター・こども医療センター	3	南風原町字新川118-1	098-888-0123	
母子生活支援施設	レインボーハイツ	13	沖縄市諸見里2-7-8	098-933-2562
	浦和寮	20	浦添市字屋富祖2-5-14	098-877-8051
	さくら	20	那覇市首里鳥堀町4-99	098-886-7018

(3) 児童手当及び子ども手当

児童手当制度は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的として昭和47年1月1日から実施されている。

児童手当は中学校修了前の児童を養育している者に支給されるが、児童を養育している者の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）が支給される。

支給月額は3歳未満は一律15,000円、3歳以上小学校修了前の第1子及び第2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は一律10,000円である。支給時期は原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれ前月分までが支給される。

児童手当の認定事務は市町村が行うが、支給に要する費用負担の割合は、3歳未満の被用者に対するものが事業主45分の21、国45分の16、県45分の4、市町村45分の4で、その他非被用者や特例給付に対するものは全て、国6分の4、県6分の1、市町村6分の1となっている。また、公務員に対する児童手当の支給に要する費用は、所属庁が全額負担する。

<参考>

平成22年度から子ども手当が始まり、手当額は、年齢、出生順位に関係なく一律月額13,000円になり、また所得制限が撤廃された。

平成23年10月からは、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づき、支給額等が変更された。（3歳未満：月額15,000円、3歳以上小学校修了前（第1子及び第2子）：月額10,000円、（第3子以降）月額15,000円、中学生：月額10,000円）

子ども手当は平成24年3月で終了となり、同年4月からあらためて児童手当が開始された。

[児童手当]

表3-10 児童手当対象延べ児童数

(単位：人)

区分 年度	被用者		非被用者	特例給付	合計
	0～3歳未満	3歳～中学校終了前			
24年度	284,376	1,106,749	830,790	45,902	2,267,817
25年度	342,144	1,351,448	974,786	70,326	2,738,704
26年度	342,626	1,383,473	935,321	71,785	2,733,205
27年度	345,922	1,406,500	894,937	75,356	2,722,715

※公務員分含まれていない。

※平成24年度は、10ヶ月分の児童数。

表3-11 児童手当支給額

(単位：千円)

区分 年度	被用者		非被用者	特例給付	合計
	0～3歳未満	3歳～中学校終了前			
24年度	4,265,640	11,928,010	9,641,535	229,510	26,064,695
25年度	5,132,160	14,573,740	11,334,265	351,630	31,391,795
26年度	5,139,390	14,943,995	10,896,975	358,925	31,339,285
27年度	5,188,830	15,220,785	10,437,915	376,780	31,224,310

※公務員分は含まれていない。

※平成24年度は、10ヶ月分の手当額。

[子ども手当]

表3-12 子ども手当対象延べ子ども数

(単位：人)

区分 年度	0～3歳未満		3歳以上～小学校終了前		中学生	合計	
	被用者	非被用者	被用者	非被用者			
22年度	276,832	162,267	839,462	540,175	454,720	2,273,456	
23年度	つなぎ	222,594	131,902	671,138	430,977	366,554	1,823,165
	特措法	112,888	62,078	347,350	208,152	178,309	908,777
	計	335,482	193,980	1,018,488	639,129	544,863	2,731,942
24年度	つなぎ	14	21	192	310	91	628
	特措法	58,940	32,372	187,782	112,930	96,239	488,263
	計	58,954	32,393	187,974	113,240	96,330	488,891

※公務員分は含まれていない。

※平成22年度は、10ヶ月分の子ども数。

※平成23、24年度の特措法分は、特定施設入所等に係る子ども数は除く。

※平成24年度は、2ヶ月分の子ども数。

表3-13 子ども手当支給額

(単位：千円)

区分 年度	0～3歳未満		3歳以上～小学校終了前		中学生	合計	
	被用者	非被用者	被用者	非被用者			
22年度	3,598,816	2,109,471	10,913,006	7,022,275	5,911,360	29,554,928	
23年度	つなぎ	2,893,722	1,714,726	8,724,794	5,602,701	4,765,202	23,701,145
	特措法	1,693,320	931,170	3,827,110	2,316,090	1,783,090	10,550,780
	計	4,587,042	2,645,896	12,551,904	7,918,791	6,548,292	34,251,925
24年度	つなぎ	182	273	2,496	4,030	1,183	8,164
	特措法	884,100	485,580	2,069,570	1,255,395	962,390	5,657,035
	計	884,282	485,853	2,072,066	1,259,425	963,573	5,665,199

※公務員分は含まれていない。

※平成22年度は、10ヶ月分の手当額。

※平成23、24年度の特措法分は、特定施設入所等に係る手当額は除く。

※平成24年度は、2ヶ月分の手当額。

3 母子家庭・父子家庭及び寡婦の福祉

近年、離婚件数の増加などを背景として、ひとり親家庭等をめぐる状況が変化する中で、ひとり親家庭等の自立の促進を図りながら、その児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっている。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成25年3月1日施行）の制定、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図る為の次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（母子寡婦福祉部分については平成26年10月1日施行）」による母子及び寡婦福祉法の改正により、総合的な母子家庭等の自立支援策の推進、就労支援策の充実など、ひとり親家庭に対する支援の拡充が求められている。

県では、平成25年度に実施した「平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」の結果を踏まえて、平成26年度に「黄金っ子プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」を制定し、同計画内で平成27年度以降の母子家庭等の自立支援促進計画を制定している。

(1) 母子世帯の実態

ア 「平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」によると、母子世帯数は29,894世帯であり、全世帯に占める割合は、5.46%であった。

全国の数値については、厚生労働省が調査した「平成23年度全国母子世帯等調査」及び「平成23年国民生活基礎調査」の結果をみると、全世帯に占める母子世帯の割合は2.65%となっている。

表3-14 全世帯に占める母子世帯の割合

区 分	全世帯数	母子世帯数	割 合	調 査 年 月 日
沖 縄	547,288	29,894	5.46	平成25年8月1日現在
全 国	46,684,000	1,238,000	2.65	平成23年11月1日現在

注) 全国の全世帯数は「平成23年国民生活基礎調査」から、母子世帯数は「平成23年度全国母子世帯等調査」から引用した。

注) 「母子世帯」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない女子と、児童（20歳未満で未婚に限る。）が生計を一にしている世帯。

イ 母子世帯となった理由については、配偶者と離婚したものが79.3%で圧倒的に多く、次いで未婚の母、死別等となっている。

表3-15 母子世帯となった理由

区 分	総 数	死 別	離 婚	遺棄・生死不明	未婚の母	その他	不 詳	
沖 縄	推計数	29,894世帯	1,465	23,706	60	3,647	777	239
	構成比	100%	4.9	79.3	0.2	12.2	2.6	0.8
全 国	推計数	1,238,000世帯	92,850	1,000,304	9,904	96,564	38,778	—
	構成比	100%	7.5	80.8	0.8	7.8	3.1	—

注) 沖縄県の世帯数は、「平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」の構成比に推計数を乗じて算出した。

注) 全国の世帯数は、「平成23年度全国母子世帯等調査」の構成比に推計数を乗じて算出した。

(2) 父子世帯の実態

ア 「平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」によると、父子世帯数は4,912世帯であり、全世帯に占める割合は、0.90%であった。

全国の数値について、厚生労働省が調査した「平成23年度全国母子世帯等調査」及び「平成23年国民生活基礎調査」の結果をみると、全世帯に占める父子世帯の割合は0.48%となっている。

表3-16 全世帯に占める父子世帯の割合

区分	全世帯数	父子世帯数	割合	調査年月日
沖縄	547,288	4,912	0.90	平成25年8月1日現在
全国	46,684,000	223,000	0.48	平成23年11月1日現在

注) 全国の全世帯数は「平成23年国民生活基礎調査」から、父子世帯数は「平成23年度全国母子世帯等調査」から引用した。

注) 「父子世帯」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない男子と、児童（20歳未満で未婚に限る。）が生計を一にしてる世帯。

イ 父子世帯となった理由については、配偶者と離婚したものが80.4%で圧倒的に多く、次いで死別となっている。

全国の調査と比較すると、離婚による父子世帯数の比率が高い。

表3-17 父子世帯となった理由

区分		総数	死別	離婚	遺棄・生死不明	未婚の父	その他	不詳
沖縄	推計数	4,912世帯	653	3,949	69	103	69	69
	構成比	100%	13.3	80.4	1.4	2.1	1.4	1.4
全国	推計数	223,000世帯	37,464	165,689	2,230	2,676	14,718	—
	構成比	100%	16.8	74.3	1.0	1.2	6.6	—

注) 沖縄県の世帯数は、「平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」の構成比に推計数を乗じて算出した。

注) 全国の世帯数は、「平成23年度全国母子世帯等調査」の構成比に推計数を乗じて算出した。

注) 全国の構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため総数と一致しない。

(3) 寡婦の実態

「平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」によると、寡婦の数は6,817世帯であり、全世帯に占める割合は、1.25%であった。

全国の数値について、厚生労働省が調査した「平成15年度全国母子世帯等調査」の結果をみると、全世帯に占める寡婦の割合は2.36%となっている。

なお寡婦については、世帯の定義上、実数の正確な把握が困難であることから、実数との差異があることが推察される。

表3-18 全世帯に占める寡婦世帯の割合

区 分	全世帯数	寡婦世帯数	割 合	調 査 年 月 日
沖 縄	547,288	6,817	1.25	平成25年8月1日現在
全 国	45,800,000	1,081,900	2.36	平成15年11月1日現在

注)「全国母子世帯等調査」は平成15年度以降寡婦の調査を行っていない。

(4) 母子父子寡婦福祉施策

ア 母子福祉資金貸付金制度

母子福祉資金貸付金制度は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童（20歳に満たない者。以下同じ。）の福祉を増進するために、昭和28年から実施された（沖縄県においては昭和44年に制度化され、昭和45年から実施している。）。貸付金の種類としては、事業開始資金、修学資金等全12種類があり、貸付実施以来、平成27年度までの貸付件数は18,338件で、貸付総額は5,860,710千円となっている。

また、母子父子寡婦福祉資金の原資は平成27年度末現在で1,175,184千円、その内訳は、国庫貸付金が641,679千円、一般財源等が533,505千円となっている。

表3-19 母子寡婦福祉資金年度別貸付原資の推移(各年度末) (単位：千円)

年 度 別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
原 資 別	1,407,694	1,408,384	1,408,778	1,409,856	1,175,184

表3-20 母子福祉資金年度別・資金別・貸付状況(各年度末) (単位：千円)

年度別 資金別	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金					1	2,500			3	5,518
事業継続資金							1	500		
修学資金	153	87,572	154	84,480	138	79,819	119	70,031	164	90,417
技能習得資金	19	13,300	18	10,278	18	9,950	25	16,320	25	12,966
修業資金	11	6,320	13	8,214	19	7,363	18	9,212	10	5,682
就職支度資金							1	100	2	200
医療介護資金			1	241						
生活資金	10	5,072	23	10,888	18	6,991	12	7,160	12	5,867
住宅資金										
転宅資金	2	355	8	1,616	10	2,200	9	1,775	10	2,033
就学支度資金	50	22,830	49	19,787	36	15,773	49	20,378	69	25,056
結婚資金										
計	245	135,449	266	135,504	240	124,596	234	125,476	295	147,739

※平成25年度から中核市移行により那覇市へ貸付業務を移管している。

イ 寡婦福祉資金貸付金制度

寡婦福祉資金貸付金制度は、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童（民法第877条）を扶養していたことのあるものに対し、その経済的自立の助長と

生活意欲の向上を図るため、国において昭和44年10月から制度化され、本県では昭和46年から実施している。貸付金の種類は、母子福祉資金に準じている。

貸付実施以来、平成27年度までの貸付件数は1,792件で貸付総額は823,941千円となっている。

表3-21 寡婦福祉資金年度別・資金別・貸付状況(各年度末) (単位：千円)

資金別	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金	17	9,934	14	7,577	7	3,606	9	3,466	8	5,898
技能習得資金			1	400						
修業資金	2	1,416	3	1,929	2	1,233	1	70	1	816
就職支度資金										
医療介護資金			1	113	1	226	2	235		
生活資金			2	501	1	138	1	309		
住宅資金										
転宅資金			1	86					1	102
就学支度資金	1	125	1	590	2	1,180			2	1,170
結婚資金										
計	20	11,475	23	11,196	13	6,383	13	4,080	12	7,986

※平成25年度から中核市移行により那覇市へ貸付業務を移管している。

ウ 父子福祉資金貸付金制度

父子福祉資金貸付金制度は、配偶者のない男子で現に児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助長と生活意欲の向上を図るため、母子及び寡婦福祉法の改正により平成26年10月1日から制度化され、本県では制度化と同時に開始している。貸付金の種類は、母子福祉資金に準じている。

平成27年度の貸付件数は10件で貸付金額は6,163千円となっている。

表3-22 父子福祉資金年度別・資金別・貸付状況(各年度末) (単位：千円)

資金別	平成26年度		平成27年度	
	件数	金額	件数	金額
事業開始資金				
事業継続資金				
修学資金	1	1,080	2	1,440
技能習得資金			2	768
修業資金			1	816
就職支度資金				
医療介護資金				
生活資金			1	309
住宅資金				
転宅資金				
就学支度資金			3	1,750
結婚資金				
計	1	1,080	9	5,083

母子父子寡婦福祉資金累計：20,140件（6,690,813千円）平成28年3月末現在

	調定済額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率
平成23年度	470,323,847	171,595,729	2,769,081	295,959,037	36.5%
平成24年度	453,123,480	163,860,405	8,844,108	280,418,967	36.2%
平成25年度	342,653,605	135,618,468	-	207,035,137	39.6%
平成26年度	321,653,112	135,298,685	12,040,657	174,313,770	42.1%
平成27年度	275,711,334	125,762,172	2,952,506	146,996,656	45.6%

エ ひとり親家庭等相談事業

(7) 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子家庭、父子家庭及び寡婦の身上相談、生活指導や母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金などについての相談業務に従事し、平成28年10月現在、県福祉事務所に14人が配置されている。

なお、母子及び寡婦福祉法の改正により、父子家庭への支援が法律上明記されたことから、平成26年10月より名称が母子自立支援員から母子・父子自立支援員へ変更された。

なお、福祉事務所を設置する市にも母子・父子自立支援員が配置されている。

表3-23 母子・父子自立支援員活動状況

区分 年度	相談員		A 相談内容（延件数）					B:Aのうち 福祉資金の相 談件数	B/A (%)
	現員	内 訳	生活一般	児童問題	生活援護	その他	合 計		
23	11	(嘱託員 4)	593	118	4,604	1	5,316	4,504	84.7
24	10	(〃 4)	938	213	3,266	58	4,475	2,905	64.9
25	11	(〃 4)	617	245	3,157	15	4,034	2,986	74.0
26	11	(〃 4)	665	232	4,053	37	4,987	3,886	77.9
27	12	(〃 5)	661	987	4,615	5	5,607	4,535	80.9

※県福祉事務所配置分

(i) 母子・父子福祉協力員

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金を借り受けた者を訪問し、円滑かつ適正に貸付金を償還するための指導を行うとともに、担当区域内の母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ることを職務とする。平成28年10月現在、県福祉事務所に16名が配置されている。

なお、母子及び寡婦福祉法の改正により、父子家庭への支援が法律上明記され、父子福祉資金貸付金制度が開始されたことから、平成26年10月より名称を母子自立支援員から母子・父子自立支援員へ変更した。

オ 母子・父子福祉センター

母子家庭又は父子家庭の各種の相談に応じ、生活指導や生業の指導を行う等、母子家庭又は父子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設であり、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉施設である。

なお、母子及び寡婦福祉法の改正により、父子家庭への支援が法律上明記されたことから、平成26年10月より名称が母子福祉センターから母子・父子福祉センターへ変更された。

表3-24 母子・父子福祉センター

施設名	設置（経営主体）	所在地
沖縄県母子・父子福祉センター	（公社）沖縄県母子寡婦福祉連合会	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内
那覇市母子・父子福祉センター	（公社）那覇市母子寡婦福祉会	那覇市金城3-5-4 那覇市総合福祉センター内

カ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭等は、就労に有利な情報や経験等の不足、雇用する側の理解不足など就業環境は厳しい状況にある。また、就業支援のみならず、養育費の確保への支援などを総合的に講ずる必要があることから、就業に関する相談や求人情報の提供、各種就業講習会の開催、専門家による特別相談等を公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会に委託して実施している。

表3-25 就業相談延べ人数及び就業実績（平成27年度）

就業相談員	相談件数 （延べ数）	総数	就業実績			就業率
			内 訳			
			常勤	非常勤・パート	自営・その他	
1人	291件 (804件)	122人	94人	28人	0人	42%

表3-26 講習会実施状況（平成27年度）

種 別	区 分	年間 開催数	受講 人数	資格 取得者数	講習期間等	
					時間	日数
パソコン講習会		1回	19人	10人	75時間	25日
介護職員初任者研修		1回	18人	18人	133時間	25日
調剤事務講座		1回	25人	6人	45時間	16日
介護福祉士国家試験対策講座		1回	31人	9人	63時間	18日
家庭生活支援員養成講習会		1回	27人	27人	27時間	5日
計		5回	120人	70人	343時間	89日

表3-27 特別相談状況(平成27年度)

相談の種類	相談件数	解決	未解決(継続中)
1. 対象人員法律上の問題	37	27	3 (7)
離婚等に伴う問題	16	9	0 (7)
財産相続問題	2	0	2
家庭紛争問題	0	0	0
交通事故補償問題	0	0	0
金銭の賃借問題	12	12	0
その他	7	6	1
2. 事業経営上の問題	1	1	0
3. その他	14	11	3
合計	52	39	6 (7)

キ 沖縄県ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合若しくは生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に「家庭生活支援員」を派遣し、その生活を支援し、安定を図ることを目的とする。公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会に委託して実施している。

表3-28 家庭生活支援員派遣状況

年度	支援派遣家庭件数	支援派遣延べ回数
23	100	234
24	98	370
25	123	414
26	172	697
27	192	796

ク ひとり親家庭等生活支援事業(すこやか講座)

ひとり親家庭等の生活基盤の一層の安定を図るため、各種の指導講座を公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会へ委託して実施している。

表3-29 すこやか講座開催状況(平成27年度)

実施地区	開催回数	受講人員	受講時間	講座内容
南部	7	486	20	子育て支援後援会など
中部	2	115	4	食育講演会など
北部	1	42	2	ヨガ教室など
宮古	0	0	0	
八重山	2	61	4	法律学習会など
合計	12	704	30	

ケ 母子及び父子家庭等医療費助成事業

本事業は、母子家庭や父子家庭等の保護者や児童が医療費に要した健康保険法等による自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成に要した経費の2分の1を市町村に補助するもので、平成6年4月1日から実施されている。

平成10年度からは全市町村で実施されている。本制度は、児童扶養手当法施行令の所得制限限度額を準用する等、同法に概ね準拠するものとなっている。

表3-30 母子家庭等医療費助成支給状況 (単位：人、千円)

区分 年度	受給者数				助成総額	県補助額	実施市町村
	母子家庭	父子家庭	養育者	計			
23	53,204	5,936	422	59,562	540,618	270,289	41
24	54,516	6,404	387	61,307	550,149	275,056	41
25	54,426	6,813	390	61,629	552,591	274,471	41
26	54,914	6,797	383	62,094	574,482	285,021	41
27	54,880	6,479	365	61,724	567,005	281,871	41

コ 母子家庭等生活支援モデル事業

本事業は、母子生活支援施設に入所出来ない母子家庭等に対し、民間アパートを活用し、住宅支援や生活支援、子育て支援、就労支援など総合的な支援をするため、与那原町に拠点を構え、平成24年度から公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会に委託し、実施している。

平成28年11月から、本島中部地域では北谷町、北部地域においては本部町に拠点を増設した。

表3-31 母子家庭等生活支援モデル事業実施状況

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
継続	—	22世帯64名	11世帯33名	16世帯45名
支援決定	23世帯67人	7世帯19名	15世帯41名	14世帯39名
支援終了	1世帯2名	18世帯50名	10世帯29名	13世帯38名
年度末計	22世帯64名	11世帯33名	16世帯45名	17世帯46名

(5) 児童扶養手当

児童扶養手当制度は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に対し、手当を支給することにより児童の健全な育成と、家庭生活の安定と自立の促進に寄与することを目的としてできた制度で、昭和37年（本県は昭和44年）より実施している。

手当の支給額は所得に応じて決定され、平成28年8月1日から児童1人の場合は、月額9,990円～42,330円、2人目の児童については一律10,000円、3人以上はそれぞれ1人増えるごとに一律6,000円が加算される。また、支給時期は毎年4月、8月、12月の3期に分けてそれぞれ前月までの分が支払われる。

平成14年8月から県が行っていた児童扶養手当の認定、支給事務が市へ権限移譲されるとともに法の一部改正により養育費（申告額の8割）を所得に算入することになった。

平成15年4月からは認定請求に係る5年時効を廃止し、平成20年4月からは自立を促進するという趣旨から、受給開始から5年など一定期間を経過した受給者のうち、障害・疾病等の就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲が見られない者については、手当が減額されることになった。

平成22年8月から父子家庭への支給が開始され、平成24年8月からは、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による命令を受けた児童が支給の対象となった。

平成26年12月からは、児童扶養手当の手当額よりも低額の公的年金給付を受給する場合に、その差額分について手当を支給することとなった。

平成28年8月から児童扶養手当法の一部が改正され、児童扶養手当の第2子以降の加算額が増額された（第2子：月額5,000円→最大10,000円、第3子以降：月額3千円→最大6,000円）。

表3-32 児童扶養手当受給者世帯類型別の推移（各年12月末現在）

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		受給者数 (件)	割合 (%)	受給者数 (件)	割合 (%)	受給者数 (件)	割合 (%)	受給者数 (件)	割合 (%)
生別母子	離婚	19,887	82.6	20,082	81.9	20,129	81.9	19,973	81.5
父子世帯	その他	6	0.0	5	0.0	24	0.1	4	0.0
死別母(父)子世帯		381	1.6	369	1.5	350	1.4	317	1.3
未婚の母(父)子世帯		2,529	10.4	2,554	10.4	2,565	10.5	2,649	10.8
障害者世帯		308	1.3	319	1.3	296	1.2	269	1.1
遺棄世帯		51	0.2	50	0.2	49	0.2	49	0.2
その他世帯		1,055	4.4	1,137	4.6	1,164	4.7	1,251	5.1
計		24,217	100.0	24,516	100.0	24,577	100.0	24,512	100.0

表 3 - 33 児童扶養手当支給区分別受給者数及び支給金額の状況(各年3月末現在)

年 別 区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	受給者数 (人)	支給総額 (千円)	受給者数 (人)	支給総額 (千円)	受給者数 (人)	支給総額 (千円)	受給者数 (人)	支給総額 (千円)
沖 児	3	3,354	3	1,821	2	1,150	1	832
沖児扶	5,103	2,341,071	5,194	2,323,270	5,298	2,307,676	5,232	2,331,804
市支出	18,713	9,151,755	18,545	9,204,141	18,756	9,104,375	18,839	9,159,689
計	23,819	11,496,180	23,742	11,529,232	24,056	11,413,201	24,072	11,492,325

注) 沖 児・・・昭和60年7月31日までの認定、全額国庫負担である。

沖児扶・・・昭和60年8月1日以降の認定、平成17年度までは国が4分の3、県が4分の1負担、平成18年度からは国が3分の1、県が3分の2である。

受給者・・・「福祉行政報告例」による。

4 婦人の福祉

(1) 概要

婦人保護事業とは、「売春防止法（昭和31年制定）」に基づき、性行または環境からみて売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落の未然防止と保護更生を図ること及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年制定、以下「DV防止法」）」に基づき、配偶者等からの暴力の被害者である女性の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、女性への暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。

戦後、戸主制度の廃止や就労女性の増加など、女性の地位は社会的にも経済的にも向上したと言われているものの、売春問題やドメスティックバイオレンス、ストーカー行為など、女性の人権を侵害する多くの問題は山積している。売春防止法に基づく啓発、保護、取り締まり等が強化されるにつれて、売春は減少したかのように見えるが、出会い系サイトやSNSなどを活用した新たな形態、暴力団等の犯罪組織による売春等を含む搾取を目的とした国際的な人身取引の発生等、その実態は巧妙化、潜在化するなど質的な変化を呈している。

また、近年、女性に対する暴力が大きな社会問題として取り上げられるようになり、売春防止法及びDV防止法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設はそれぞれ要保護女子及び暴力の被害者である女性（以下、「要保護女子等」）の支援にかかるものとして規定されている。

本県においては、復帰により売春防止法が全面適用され、同法施行後15年遅れの昭和47年、婦人相談所（一時保護所）及び婦人保護施設が設置され、婦人保護事業がスタートした。（平成8年に「婦人相談所」を「女性相談所」へ名称変更）

また、DV防止法の規定に基づき、平成14年4月に沖縄県女性相談所、平成18年4月からは北部、宮古及び八重山福祉保健所、平成23年4月からは中部及び南部福祉保健所に「配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与された。

最近の沖縄県女性相談所における相談内容をみると、売春に関する相談よりも夫の暴力や離婚問題が大きな割合を占めている。このため要保護女子等の保護及び自立支援にあたり、法の趣旨の周知と県民の意識の高揚を図るとともに、他の福祉施策（生活保護、生活福祉資金等）の総合的活用により、婦人保護対策の推進を図っている。

(2) 女性相談所（一時保護所併設）

女性相談所は、婦人保護の中核機関として、要保護女子の相談指導、心理学的及び職能的判定などにより、自立・更生への支援を行っている。

また、併設された一時保護所においては、緊急に保護を要する者又は婦人保護施設へ入所を希望する者等を入所させ、行動観察及び短期間の更生指導を行っている。

社会・経済情勢の変遷とともに相談業務や保護機能にも変化がみられ、DV防止法の施行に伴い、女性相談所は「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も担っており、配偶者からの暴力等に関する相談・援助、一時保護のほか保護命令に係る裁判所への書面の提出、心理的なケア等を行っている。

ア 来所相談の受付・処理状況

表3-34 経路別受付状況(平成28年3月末現在)

年度	区分	本人自身	警察関係	法務関係	他の相談所 の婦人	他の相談員 の婦人	福祉事務所	他の相談 機関	社会福祉 施設等	医療機関	教育関係	縁故者・ 知人	その他	計
23		769	69	11	0	72	45	32	9	24	12	32	5	1,080
24		858	88	6	0	101	28	61	6	9	10	46	10	1,223
25		1,038	113	6	15	107	25	59	6	10	3	55	9	1,446
26		986	74	6	2	69	44	38	4	8	3	33	7	1,274
27		792	73	6	1	52	46	54	1	19	5	42	13	1,104

表3-35 主訴別状況(平成28年3月末現在)

年度	区分	本人の問題										家庭の問題						その他				合計	
		生活 困窮	借金・ サラ金	求職	病 気	精神 衛生	五 条 違 反	不 純 異 性 交 遊	男 女 問 題	帰 住 先 な し	そ の 他	夫 の 暴 力 ・ 酒 乱	そ の 他 夫 の 問 題	離 婚 問 題	子 供 の 養 育 問 題	子 供 の 問 題	家 庭 不 和	そ の 他	売 春 問 題	住 居 問 題	ヒ モ ・ 暴 力 団 係		そ の 他
23		4	4	4	0	11	0	1	13	21	112	730	27	82	2	33	2	0	0	21	0	13	1,080
24		27	10	4	3	10	0	0	14	35	10	809	20	106	0	46	6	0	0	15	0	108	1,223
25		19	5	3	7	28	0	0	10	72	21	883	17	183	15	21	7	56	1	34	0	64	1,446
26		7	4	1	1	30	0	0	20	22	11	802	29	119	0	75	7	47	0	21	0	78	1,274
27		10	0	1	0	17	0	0	6	16	14	694	42	131	0	37	16	30	0	12	0	78	1,104

表3-36 処理状況(平成28年3月末現在)

年度	区分	本年度 処理済 件数	処 理 件 数							助言指 導のみ	その他	計
			婦人保 護施設 入所	就 職 ・ 自 営	帰 宅 ・ 帰 郷 (縁故者 知人宅)	福祉事 務所へ 移送	他都道 府県の 婦人相 談所へ 移送	その他 の関係 機関 施設へ 移送				
23		1,081	16	24	25	10	3	54	823	126	1,081	
24		1,217	14	0	0	8	0	17	913	265	1,217	
25		1,441	19	1	86	2	1	44	1,207	81	1,441	
26		1,286	14	0	89	5	0	38	1,063	77	1,286	
27		1,105	9	2	82	1	0	25	942	44	1,105	

※前年度の未処理人員を含む処理済件数。

表3-37 年齢及び配偶者の状況(平成28年3月末現在)

区分 年度	年 齢 別						配 偶 者 の 有 無						
	18 歳 未 満	18 歳 ～ 29 歳	30 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 49 歳	50 歳 以 上	計	夫	内 夫	未 婚	離 婚	死 別	不 明	計
23	3	189	414	222	252	1,080	640	90	44	208	2	96	1,080
24	5	270	450	288	210	1,223	717	73	109	272	24	28	1,223
25	21	265	542	363	255	1,446	853	86	77	369	11	50	1,446
26	0	257	484	309	224	1,274	807	77	158	207	3	22	1,274
27	1	223	387	291	202	1,104	765	50	102	163	2	22	1,104

※50歳以上には、年齢が不明の者を含む。

表3-38 一時保護の推移(平成28年3月末現在)

区分 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要保護女子	123	129	155	170	135
同伴児等	133	143	145	227	160
計	256	272	300	397	295

※年度内の新規入所者について計上する。

※「同伴児等」は、同伴者(18歳以上の者)を含む。

イ 電話相談の受付、処理状況

電話相談は気軽かけられるという便利さから相談件数も多く、平成27年度は、4,633件となっている。

表3-39 経路別受付状況(平成28年3月末現在)

区分 年度	本人 自身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	教 育 関 係	縁 故 者 ・ 知 人	そ の 他	計
23	2,904	97	58	29	141	23	114	4	26	25	84	82	3,587
24	2,778	149	18	23	375	149	224	29	57	27	217	68	4,114
25	2,638	208	50	36	367	125	379	46	88	12	266	82	4,297
26	2,477	315	130	50	449	170	513	36	108	12	204	89	4,553
27	2,783	299	97	9	294	168	434	43	108	26	214	158	4,633

表3-40 処理状況(平成28年3月末現在)

年度	区分	助言指導	来所指示	婦人相談員紹介	福祉事務所紹介	市町村役場紹介	家庭裁判所紹介	児童相談所紹介	精神保健センター紹介	保健所紹介	職業安定所紹介	法律相談所紹介	サラ金相談窓口紹介	カウンセリング紹介	医療機関紹介	警察紹介	その他関係機関紹介	その他	計
23		2,455	490	275	18	52	12	15	3	16	-	37	-	2	37	53	122	-	3,587
24		3,244	360	55	5	12	2	2	0	10	-	45	2	0	19	20	317	21	4,114
25		3,519	430	20	15	10	4	2	3	8	0	24	2	1	10	10	59	180	4,297
26		3,603	446	134	22	23	12	2	6	3	-	39	2	0	6	34	38	183	4,553
27		3,701	450	156	14	20	3	16	13	1	-	48	2	1	3	44	47	114	4,633

(3) 婦人保護施設

婦人保護施設は、一時保護期間では問題解決できない者、相当期間にわたって指導・援助が必要な要保護女子等を入所させ、規律正しい共同生活の中で基本的な生活指導、施設内職業指導並びに外部職場訓練を通して、心身共に健全な社会人としての自立更生の促進を図っている。

DV防止法の施行に伴い、婦人保護施設の対象者を従来の要保護女子に加えて暴力被害女性の保護とし、就労及び生活に関する指導、援助を行っている。

表3-41 婦人保護施設入所者の状況(平成28年3月末現在)

年度	区分	入所者数	退所者数	退 所 理 由					
				就職・自立	帰 宅	結 婚	他の機関・施設へ移送	無断退所	その他
23		16	18	2	0	0	1	2	13
24		33	33	7	8	0	5	2	11
25		31	22	10	3	0	2	4	3
26		23	11	1	0	0	1	0	9
27		21	10	0	3	0	1	0	6

表3-42 婦人保護施設の在所期間及び年齢別状況(平成28年3月末現在)

区分 年度	在所期間					年齢別状況					
	一年未満	二年未満	三年未満	三年以上	計	18歳未満	18歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳以上	計
23	25	2	0	0	27	0	9	4	10	4	27
24	29	3	0	0	32	0	9	9	7	7	32
25	30	1	0	0	31	2	3	10	9	7	31
26	19	4	0	0	23	0	4	8	8	3	23
27	12	8	1	0	21	0	6	7	7	1	21

(4) 婦人相談員

婦人相談員は、要保護女子等の発見に努め、生活問題、職業問題、健康問題、婦人保護施設入所問題、家庭その他の環境に関する問題等について相談に応じ、関係機関並びに関係施設への斡旋、その他必要な指導を行っている。また、転落未然防止の見地から、一般女性の心配事相談にも応じ、一緒に問題解決に努めている。

平成28年4月現在、県内の女性相談員（平成23年に名称変更）は、県に13名（女性相談所に5名、北部福祉事務所に2名、中部福祉事務所に3名、南部・宮古・八重山福祉事務所に各1名）、市に25名（那覇市3名、沖縄市4名、浦添市2名、石垣市2名、うるま市3名、宜野湾市1名、宮古島市2名、豊見城市2名、南城市1名、糸満市1名、名護市4名）が配置されている。

(5) 売春防止対策本部

売春防止法の趣旨の啓蒙に努めるとともに、売春防止に関する諸施策の推進を図ること、関係行政機関の行う売春防止対策の実施について連絡協議することを所掌事務として、知事を本部長とする売春防止対策本部が設置されている。必要に応じ本部会議、幹事会が開催され、各対策部門が連携し売春防止策を講じている。

(6) 婦人保護事業啓発活動

売春、性犯罪、配偶者等からの暴力などは、女性の人権を著しく侵害するものであることを広く一般に啓発宣伝し、その防止に向けた取り組みについては、県のみならず関係団体や企業等を含めて積極的に推進していく必要がある。

県においては、事業委託により婦人保護の啓発に関する講演会、研修会等を実施している。

5 青少年の健全育成

近年の青少年を取り巻く社会構造、生活環境の変化は、青少年に大きな影響を及ぼし、複雑で多様な青少年問題を引き起こしている。このような青少年問題を解決し、青少年の健全な育成に向けた環境整備など諸施策を総合的に推進している。

(1) 青少年健全育成事業

ア 青少年育成県民会議運営補助

(ア) 事業目的

広く県民の総意を結集し、国及び県の施策に呼応して、次代を担う青少年の健全な育成への寄与と地域社会への貢献を目的に設立した青少年育成県民会議に対し運営補助を行う。

(イ) 事業内容

- a 事務局職員人件費、総会や理事会に係る事務費等補助
- b 沖縄県「少年の主張大会」事業補助
- c 市町村推進指導員の活動に係る補助

イ 「沖縄こども未来ゾーン」運営補助

(ア) 事業概要

子どもたちの夢と希望を育み、人をつくり、環境をつくり、沖縄の未来をつくるための施設を運営すること等を目的として、平成15年に新たに設立された「沖縄こども未来ゾーン」の管理運営を行う沖縄市に対し、県は、未来への夢にあふれた子どもたちを育む環境づくりを推進するため運営補助を行う。

(イ) 補助の状況

これまでの「沖縄こどもの国」への補助を含めて、県の補助状況は次のとおりである。

表3-43 「沖縄こどもの国」に対する補助金調べ

(単位：千円)

年度別	S47～H24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
補助金	1,839,398	70,384	70,384	80,296	80,296

ウ 青少年育成大会の開催

(ア) 事業目的

青少年及び青少年育成関係者が一堂に会し、青少年が目標をもって自主自立の精神を確立するとともに、育成関係者の激励や支援のあり方について考える機会とするため、内閣府が主唱する11月の「子供・若者育成支援強調月間」に呼応して開催する。

表3-44 沖縄県青少年育成大会実施状況

回	開催年月日	事業主体	開催場所	参加人員	内 容
33	平成24年11月20日	沖縄県	那覇市	250	表彰、実践報告、講演
34	平成25年11月20日	沖縄県	那覇市	250	表彰、実践報告、講演
35	平成26年11月18日	沖縄県	那覇市	200	表彰、実践報告、講演
36	平成27年11月17日	沖縄県	那覇市	200	表彰、実践報告、講演
37	平成28年11月22日	沖縄県	那覇市	200	表彰、実践報告、講演

エ 青少年及び青少年団体等の表彰

(7) 事業目的

沖縄県青少年保護育成条例第8条に基づき、善行青少年や、青少年の健全育成に大きな功績をあげている個人・団体等を表彰し、その活動を激励し広く周知することにより、青少年健全育成の促進を図る。

(イ) 被表彰者

- a 青少年の健全育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著なもの。
- b 青少年又はその団体で、その活動が他の模範となるもの。
- c 業者又は団体で、青少年の健全育成のため自主的に規制を設けて、青少年の保護に積極的に協力し、その業績が顕著であると認められるもの。

表3-45 沖縄県青少年保護育成条例第8条に基づく表彰状況

年度	善行青少年		青少年育成功労者		計		合計
	個人	団体	個人	団体	個人	団体	
24	10	0	19	2	29	2	31
25	5	0	12	3	17	3	20
26	13	2	16	1	29	3	32
27	10	0	18	3	28	3	31
28	10	2	17	0	27	2	29

(2) 環境浄化と非行防止対策

次代を担う青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、青少年のための環境を整備することを目的として沖縄県青少年保護育成条例を制定している。同条例に基づき、社会環境の浄化を図るため、国、市町村及び青少年育成団体との連携を密にして諸事業を実施する。

ア 沖縄県青少年保護育成審議会の開催

沖縄県青少年保護育成審議会は、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例に基づき設置されている。

同審議会では、沖縄県青少年保護育成条例に規定する青少年に特に有益な興行及び図書等の推奨、青少年の健全育成を阻害するおそれのある興行、図書等、器具、広告物等の有害指定に関する調査審議、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した条例改正に関する審議等を行っている。また、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定によるいじめによる重大事態の調査結果に関する調査審議も行っている。

イ 社会環境の浄化

(ア) 事業目的

青少年の健全育成を阻害する行為の防止と環境の浄化を図ることにより、次代を担う青少年の健やかな成長に資する。

(イ) 事業内容

沖縄県青少年保護育成条例に基づいて、次の事業を実施する。

- a 有害興行、有害図書等、有害器具、有害広告物の指定
- b 優良興行、優良図書、優良環境の推奨
- c 立入調査員による環境調査
- d 自動販売機等による有害図書等の販売等の規制
- e 酒類、たばこの自動販売機業者の自主規制の指導

表3-46 推奨興行、図書及び有害興行、図書の指定状況

区分 年度	優 良 推 奨					有 害 指 定				
	興 行 (映画)	図 書	テレビ (ビデオ)	環 境	計	興 行 (映画)	図 書	器 具	テレビ (ビデオ)	計
23	0	0	0	0	0	0	8	0	8,490	8,498
24	1	0	0	0	1	0	0	0	9,799	9,799
25	1	0	0	0	1	0	0	0	9,241	9,241
26	0	1	0	0	1	0	5	0	11,753	11,758
27	0	1	0	0	1	0	10	0	11,497	11,507

ウ 青少年育成県民運動の推進

(ア) 事業目的

青少年の健全育成と非行防止に関する県民の理解を深めるとともに、世論の高揚を図る目的で、青少年育成県民運動を全県的に展開する。

(イ) 事業内容

「青少年育成県民運動年間計画」に基づき、行政、関係機関団体、地域社会との連携による県民総ぐるみの運動を展開する。

特に、春、夏、年末年始の期間は青少年の長期休暇に合わせ、季節別の運動を展開する。

エ 青少年の深夜はいかい防止・未成年者飲酒防止県民一斉行動

(ア) 目的

本県の大きな社会問題となっている青少年の深夜はいかい及び未成年者の飲酒を防止するため、全県民が生活リズムの確立をめざすなかで、夜型社会の是正を大人自らが実践しつつ、「少年を守る日」に青少年の深夜はいかい防止の強い決意を行う等、県民運動としての定着を図る。

(イ) 内容

- a 住民大会
- b 夜間街頭指導
- c 家族だんらんタイムウィーク
- d 青少年の声（作文）募集
- e 深夜はいかい防止ポスター・標語募集
- f 家族だんらんタイム ボウリング割引の実施

表3-47 深夜はいかい防止県民一斉行動実施結果

年度	住 民 大 会		夜間街頭指導		参加人数 合計
	実施市町村数	参加人数	実施市町村	参加人数	
24	26	11,978	38	6,541	18,519
25	21	7,569	33	4,755	12,324
26	24	8,461	31	5,087	13,548
27	24	6,236	33	4,445	10,681
28	23	6,508	33	5,165	11,673

(3) 青少年交流推進事業

ア 「青少年フレンドシップイン九州」事業

(ア) 事業目的

次代を担う青少年に対し、交流・体験活動及び共同生活の中から自主性及び協調性を養い、併せて生きる力を育てることによって、青少年の基本的な人格の形成と自立を促すとともに、青少年の健全育成活動の原動力となることを目的に実施する。

(イ) 事業内容

- a 訪問先 福岡県・大分県
- b 日 程 平成28年8月2日（火）～8月6日（土） 4泊5日
- c 活動内容

(a) 研修活動

訪問地についての学習の他、「沖縄県青少年フレンドシップイン九州」団員として必要な学習及びレクリエーション等

(b) 他県少年との交歓交流

(c) 体験活動

訪問地でのテーマ学習、体験学習

イ 内閣府「青年国際交流事業」への県内青年の派遣

(ア) 事業目的

内閣府が主催する青年国際交流事業に県内の青年を派遣することにより、訪問地での参加活動や外国青年との交歓交流を通して、青年同士の交流、友好を促進し、次代を担う青年を育成することを目的とする。

(イ) 事業内容

a 国際青年育成交流事業

(a) 訪問国 ドミニカ共和国、ラオス、リトアニアの各国

(b) 実施期間 平成28年9月（18日間）

b 日本・韓国青年親善交流事業

(a) 訪問国 韓国

(b) 実施期間 平成28年8～9月（15日間）

c シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ

(a) 訪問国 ニュージーランド、フィジー

(b) 実施期間 平成29年1月～3月（41日間）

d 「東南アジア青年の船」事業

(a) 訪問国 ベトナム、タイ、カンボジア、シンガポール、インドネシア

(b) 実施期間 平成28年10月～12月（50日間）

e 地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」

(a) 訪問国 英国（高齢者関連）、フィンランド（障害者関連）、
ドイツ連邦共和国（青少年関連）のうち1カ国

(b) 実施期間 平成28年10月（10日間）

(ウ) 派遣状況

表3-48 青年国際交流事業派遣状況

(人)

事業名 \ 年度	S35～H22	23	24	25	26	27	28	計
国際青年育成交流	58	1	1	1	0	0	2	63
日・中・韓青年親善交流	11	0	0	0	1	0	1	13
世界青年の船	137	3	2	/	/	/	/	142
シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ	/	/	/	0	1	2	2	5
東南アジア青年の船	21	1	1	0	0	1	1	25
国際青年の村	23	/	/	/	/	/	/	23
地域コアリーダープログラム	2	1	1	1	1	0	0	6
計	252	6	4	6	5	2	3	277

ウ 各県少年の船等受入事業

(ア) 事業目的

他県の青少年との交歓交流によって青少年の視野を広げ、明日の郷土を担う青少年を育成することを目的とする。

(イ) 受入状況

表3-49 平成26年度各県少年の船等受入状況

県別及び事業別	県外受入人数	受入市町村	受入学校等
大分県少年の船	620人	(船内)	沖縄県子ども会育成連絡協議会を通して約100名参加

(4) 「黄金っ子応援プラン」の推進

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援の基本方針となる「黄金っ子応援プラン(子ども・子育て支援事業支援計画)」を平成27年3月に策定した。

同計画に基づき、子どもたちに対して質の高い教育・保育が提供されるよう、保育所入所の待機児童の解消や保育士、幼稚園教諭等の人材確保と資質の向上を図るほか、放課後児童クラブや一時預かり事業など地域における子育て支援の充実、社会的な支援を必要とする子どもの養育環境の整備等を推進する。